

放課後キッズクラブにおける盗撮被害が疑われる事案の発生について

本市の放課後キッズクラブ（以下「当クラブ」という。）を利用する複数の児童に対する盗撮被害が疑われる事案について、警察による捜査が行われていることが判明しました。

現在、当クラブの運営法人や関係機関と連携しながら対応を進めています。

1 概要

令和8年5月に当クラブを利用する児童の保護者から相談があり、警察による捜査が行われたところ、当クラブ施設において盗撮されたものとみられる 40～50 人程度の児童の画像を、当クラブの運営法人に勤務していた職員（以下「当該法人職員」という。）が所持していたことが、令和8年9月に確認されました。

なお、当該法人職員は、保護者から相談があった時点では既に当クラブを退職していました。

児童の安全・安心な居場所として運営されるべき放課後キッズクラブにおいて、このような事案が発生したことは極めて重大であり、決してあってはならないことです。当クラブを利用する児童及び保護者の皆様に深くお詫び申し上げます。

2 本市の対応

当クラブの運営法人に対して、警察の捜査に全面的に協力するとともに、児童及び保護者の皆様の心情に十分配慮した誠実な対応を行うこと、児童の心のケアや相談体制を整備すること、速やかに実効性のある再発防止策を講じるよう指導しました。

3 当クラブ運営法人の対応

運営法人においては、施設内に不審な設置物等がないか緊急点検を実施するなど、本市の指導に従った対応を進めています。また、当クラブを利用する保護者の皆様に対し、本事案の経緯や対応状況及び再発防止策について説明を行うとともに、相談や問合せに対応する体制を整えています。

4 今後の対応

市内の全ての放課後キッズクラブ等に対して、職員の私用端末（スマートフォン等）の児童活動場所への持込みを禁止することについて周知するとともに、安全管理体制の再点検及びコンプライアンス意識の徹底を図ります。

また、児童及び保護者の皆様が安心してクラブを利用できるよう、警察による事実関係の確認結果等を踏まえ、同様の事案を二度と発生させないために必要な再発防止策について検討を進めます。

お問合せ先

放課後児童育成課長 河原 Tel 045-671-4151